

令和7年度事業報告

1 目的

多摩南部成年後見センター（以下「センター」）は、主に低収入等の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、センターが法人の後見（保佐、補助を含む。以下同じ）人となること（それに係る事務を以下「法人後見事務」）により福祉の向上を図る。また、5市各市が策定する「成年後見制度の利用の促進に関する法律に定める市町村計画」（以下「市町村計画」）におけるセンターの役割を果たしていく。

2 主な施策

(1) 法人後見

令和8年3月末の受任件数は、前年度より3件減の86件となった。また、年度内の開始件数は11件、死亡等による終了は14件となった。

(2) 市民後見人の養成等

- ① 市民後見人の養成 基礎研修の実施主体が東京都から区市町村へ移管された平成26年度以降、センターによる実務研修、現場研修にこの基礎研修を加え、令和7年度は受講者3人のうち修了は2人。

以下のア、イ、ウについては、昨年度の実績を活かしてインターネット及び録画等を活用して実施した。

ア 基礎研修 成年後見制度と後見人の業務に必要な知識についての講義を会場及び録画視聴形式で4月～5月に15講義、合計約28時間実施。

イ 実務研修 後見人の実務についての講義及び演習を会場形式で6月～7月に6日間、6講義、1日3時間程度。施設見学2回実施。欠席者は録画視聴による補講。

ウ 現場研修 市役所、年金事務所、金融機関等への申請手続き等の実践的な学習を9月～翌年2月まで、1人当たり3回、各2時間程度実施。

② 育成

ア フォローアップ研修 センター主催の成年後見制度基礎研修、家庭裁判所研修、後見人連絡会の他、他機関主催の研修等の案内をしてさらなる研さんの機会を作った。

イ 定期面談 受任した市民後見人には、3箇月又は4箇月ごとに後見報告を義務付けている。来所による面談を基本として、後見業務を適切に遂行しているか後見監督人として確認を行った。また、後見業務一般、個別事案の疑義等について随時に質問・相談を受けた。

ウ 市民後見人連絡会 市民後見人からの活動報告をはじめ、受講生と登録の市民後見人の交流等を開催し、受講生と登録者等の計17人が会場に集った。また、市民後見人交流会では、地域包括支援センター職員が講師となる認知症サポーター養成講座を同日開催し、12人の市民後見人等が参加した。認知症の理解を深めるとともに、市民後見人同士やセンター職員との情報交換等の機会にもなり好評を得た。

③ 市民後見人の受任等

令和8年3月末の受任件数は15件、年度内の開始件数は5件、死亡等による終了は6件となった。また、法人後見のうち困難な課題が解決したケースを市民後見人へリレーした件数は1件である。

(3) 専門職紹介

センターが実施している専門職紹介制度は、低収入ではないなどセンターの利用要件を満たさない申込者に、専門職後見人候補者を紹介することを目的とした事業である。令和7年度の紹介件数は5件、現在の専門職の登録者数は33人である。

(4) 関係者向け研修等

① 成年後見制度基礎研修

市民後見人養成講座のうち、「基礎研修」の一部を5市職員、5市社協職員、関係機関職員及び地域の後見人等からの参加を呼び掛けている。動画視聴の申込は27人、5月30日の会場研修では14人の参加があった。

② 後見人連絡会

11月20日に「事例で学ぶ後見事務 ～デジタル時代の財産管理～」をテーマに開催し、第1部は会場参加とインターネットを活用した参加によるハイブリッド方式（以下「ハイブリッド方式」）による講演会、第2部は会場の参加者による情報交換を行った。市民後見人の他、専門職後見人、行政、関係機関及びセンター職員計43人の参加があった。

③ 家庭裁判所研修

区市町村が家庭裁判所（以下「家裁」）と実施している都内で唯一の連携事業である。東京家裁立川支部等に協力を依頼し「統一書式運用後の作成の留意点と裁判所が求める報告とは」を議題とした研修を令和８年１月１５日に実施。昨年度の実績を活かしてハイブリッド方式で行い、市民後見人、専門職後見人、行政、関係機関及びセンター職員計８５人の参加があり家裁との連携事業への関心の高さがうかがえた。

(5) 相談

相談件数は総件数で８４件となった。主たる対象者は、高齢者を対象とする相談件数が４５件で最も多い。なお、知的障害者は昨年度に比して約２倍、精神障害者は１．７倍となった。相談対応として、地域のカンファレンス等に出席する出張相談（対面）も実施した。

年度	総件数	高齢者	知的障害者	精神障害者	その他
R07	84	44	13	17	10
R06	78	46	6	10	16
R05	43	23	8	9	3
R04	101	80	9	5	7
R03	113	79	16	6	12

3 その他施策

(1) 市町村計画への取組

年２回の市外担当者ネットワーク会議においては、各市の取組状況等の情報交換及びセンター事業の説明等を行った。年３回の運営連絡会では、センターの運営に関する協議及び各市の運用に関する情報交換等を行った。また、５市各市が開催する権利擁護支援及び成年後見制度に関する会議等へ構成員として参画した。

(2) 広報・普及活動の推進

５市が従来から開催している市民向け説明会、相談会等への参加に加えて、福祉施設等へ出向き成年後見及び関連諸制度（身元保証、エンディングノート等）について、地域

住民、関係機関職員等へ講演を行った。また、広報誌の発行、ホームページの更新、視察の受入れ等により、センター及び成年後見制度関連の広報・普及を行った。

(3) 職員等の育成

- ① センター職員研修…………… 2回
- ② センター及び5市関係職員… 13回
- ③ 外部研修参加…………… 6回

4 今後の課題

(1) 法人後見関係

センターは、後見報酬を支払えないケースのみならず、虐待等の困難な課題を持つケースも受任しているが、最近の案件では、虐待認定がなされていないもののその必要性が認められるもの、福祉的支援を要するとみられる本人の親族への支援もセンターがせざるをえないもの等が目立ってきている。このため、本人及びその親族（以下「本人等」）の課題解決において、その主体と役割を明確化する必要があることから、あらゆる機会を通じて、本人等を所管する市や関係機関へ働きかけていく必要がある。

(2) 市民後見人関係

平成27年度以来、養成から支援まで一貫して実施してきている。登録者は後見人の活動に寄与する社会経験や意欲にバラツキがある。このため、成年後見人として最低限求められるスキルを身に付けた活躍ができるように、能力や活動状況に応じた支援を行う必要がある。また近年、課題が少なく受任の負担感が低い、市民後見人に相応しいケースが減少している。そこで、市民後見人が独り立ちできるまでの間、市民後見人と法人後見の複数による後見事務を行うことにより受任機会の拡大を図る。

5 法人の状況（令和8年3月31日現在）

(1) 主な事業の内容

- ア 後見事務等の提供
- イ 専門職後見人候補者の紹介
- ウ 市民後見人候補者の養成及び紹介

エ 後見監督等への就任

オ センター事業の利用又は権利擁護に関する相談・助言等

カ 成年後見制度等に関する普及広報

(2) 事務所所在地 東京都調布市小島町3丁目69番地2 第一荒井麗峰ビル2階

(3) 基金の状況

① 基金の総額 5,000,000円

② 拠出者 調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市が均等負担

(4) 借入の状況 年度末において借入金はない。

(5) 理事及び監事の状況（令和8年3月31日現在）

理事長 田山 輝明 一般社団法人比較後見法制研究所 理事長

副理事長 八角 千里 調布市福祉健康部長

理事 木下 健治 木下法律事務所 弁護士

理事 古谷野 亘 聖学院大学 名誉教授

理事 萩原 美和子 日野市健康福祉部長

理事 宗像 秀樹 狛江市福祉保健部長

理事 伊藤 重夫 多摩市健康福祉部長

理事 工藤 絵里子 稲城市福祉部長

監事 鈴木 秀之 一般社団法人多摩マイライフ包括支援協議会 理事

監事 松坂 誠 有識者

(6) 職員の状況

区分	人数	前年度末比	平均年齢	平均勤続年数
正職員	6人	0人	51歳6箇月	13年3箇月
再雇用職員	0人	—	—	—
嘱託員	10人	▲1人	59歳9箇月	9年3箇月